

横須賀老人ホーム

介護老人福祉施設入所契約書

## 介護老人福祉施設入所契約書

介護老人福祉施設利用者(以下「利用者」といいます。 )と横須賀老人ホーム所長(以下「事業者」といいます。 )との間において、次のとおり入所契約を締結します。

### (契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護老人福祉施設サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する利用料を支払います。

### (契約期間及び更新)

第2条 この契約の契約期間は、平成 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 この契約は、利用者の要介護認定の更新、変更がなされ、契約期間満了日の7日前までに利用者等(利用者、身元引受人又は後見人、保佐人及び補助人をいいます。以下同じ。 )から事業者に対して契約終了の意思表示がない場合、新たな要介護認定の有効期間満了日まで同一条件で次の認定期間更新とします。以後同様とします。

### (施設サービス計画)

第3条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- (1) 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者等の意向を踏まえた上で、施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画(原案)を作成します。
  - (2) 施設サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて同計画を見直す機会を設けます。
  - (3) 施設サービス計画の作成及び変更に際してはその内容を利用者等に説明し、同意を得て交付をすることとします。
- 2 利用者等は、必要に応じて施設サービス計画の変更を担当介護支援専門員に申し出ることができます。その場合、担当介護支援専門員は利用者等の希望をよく聞き、できる限り施設サービス計画に反映させることとします。

### (施設サービスの内容)

第4条 事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。

2 利用者が、利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】のとおりです。また、事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者等に説明します。

### (身体的拘束その他の行動制限)

第5条 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命並びに身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限することはありません。

2 緊急やむを得ず利用者の行動を制限する場合は、事業者が定める【身体拘束等行動制限についての取扱要領】に基づいて行います。

(要介護認定の申請に係る援助)

第6条 事業者は、利用者等が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者等を援助します。

2 事業者は、利用者等が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者等に代わって行います。

(サービスの提供の記録)

第7条 事業者は、施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。

2 利用者等は、当該利用者に関する前項の施設サービス実施記録を閲覧又は複写物の交付を受けることができます。

(利用料及び利用料改定)

第8条 利用料は、【利用料金表】に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとし、

2 前項の他、利用者の希望により生じた費用や日常生活上必要となる実費相当額(おむつ代を除く)を事業者を支払うものとし、

3 事業者は、当月利用料の合計額の請求明細書を翌月20日までに利用者等に通知します。

4 利用者等は、当月利用料の合計額を翌月末日までに原則として、口座振替の方法で支払います。

5 事業者は、利用者等から利用料の支払いを受けたときは、利用者等に対し領収証を発行します。

6 事業者は、介護給付費の改定、その他正当な理由がある場合は、利用料を改定することができるものとし、この場合、事業者は速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の利用料を通知するものとし、

(金銭等の管理)

第9条 利用者等は、事業者に対し、日常的な生活費用に関する金銭出納管理を委託することができます。

2 金銭の管理体制の概要は【金銭等管理委託契約書】に記載のとおりです。

3 事業者は、利用者等に対し、3ヶ月毎に金銭出納の報告をします。

4 利用者等は、事業者に対し、いつでも金銭出納の記録の提示を求めることができます。その場合、事業者は速やかに記録を提示します。

(利用者の解約権)

第10条 利用者は、事業者に対し、いつでも7日以上予告期間をもって、この契約を解約することができます。

(利用者の解除権)

第11条 利用者は、次のいずれかに該当した場合には、直ちにこの契約を解除できます。

(1) 事業者が正当な理由なく、契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求があったにもかかわらず、これを提供しない場合

(2) 事業者が第16条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 事業者が利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等、契約を継続し難い重大な事由が認められた場合

(事業者の解約権)

第12条 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者等に対して、30日以上の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- (1) 利用者のサービス利用料の支払が正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、利用料を支払うよう催告したにもかかわらず60日間以内に支払われない場合
- (2) 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
- (3) 利用者又はその家族等が、事業者、サービス従業者及び他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの違反行為を行った場合
- (4) やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合

(契約の終了)

第13条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第10条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (2) 第11条の規定により利用者から契約解除の意思表示がなされたとき
- (3) 第12条の規定により事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (4) 次の事由に該当した場合は、この契約は終了します。

ア 利用者が他の介護老人福祉施設に入所した場合

イ 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合

ウ 利用者が死亡した場合

(財産の引取り等)

第14条 事業者は、この契約終了後、利用者の所有物を善良な管理者の注意をもって保管します。

2 身元引受人又は後見人等(後見人、保佐人及び補助人をいいます。以下同じ。)は、契約終了日の翌日から30日以内に利用者の所有物を引取るものとします。ただし、状況により事業者において同期間を延長することができます。

3 前項による引取期限が過ぎてもなお残置された所有物については、その所有権を放棄したものとみなし、事業者において適宜処分することができます。

(退所時の援助)

第15条 事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者等の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、退所のために必要な援助を行います。

(秘密保持)

第16条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者等から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供しません。

(賠償責任)

第17条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・

身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

2 天災、事変その他の不可抗力により利用者が受けた損害、災難については、事業者は一切の賠償責任を負いません。

3 利用者の故意又は重大な過失により、居室、備品又はその他の設備に通常の保守・管理の限度を超える補修が必要となった場合は、利用者は事業者に対してその損害を賠償します。

(緊急時対応)

第18条 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な措置を行います。

(相談・苦情対応)

第19条 利用者等は、事業者に対して施設の設備又は提供したサービスに関する相談・苦情をいつでも申し出ることができます。

2 事業者は、利用者等からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、利用者等からの要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

(身元引受人)

第20条 事業者は利用者に対し、身元引受人を求めます。ただし身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

(1) 利用者が利用料等の費用の負担を期限までに支払わない場合、その費用を負担すること。

(2) 利用者が疾病等により医療機関に通・入院する場合、通・入院手続及び付き添い等を行うこと。

(3) 契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。

(4) 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をすること。

3 身元引受人は、この契約書に記名押印するものとし、契約の適切な執行に協力するものとします。

4 身元引受人を変更する場合は、別に定める変更届を提出するとともに、新たな身元引受人は本条第2項の責任を負います。

(後見人等)

第21条 利用者の後見人等がいる場合は、この契約書に記名押印するものとし、その権限に従って利用者を補佐し、契約の適切な執行に協力するものとします。

2 利用者がこの契約締結後、後見人等が新たに選任された場合は、その後見人等は、この契約を追認し、所定に記名押印して前項に掲げる業務を行うものとします。

(本契約に定めのない事項)

第22条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が協議のうえ誠意を持って処理するものとします。

(裁判管轄)

第23条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上のとおり契約が成立したので、その証として本書2通を作成し、施設利用者、身元引受人、後見人等及び事業者が記名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

平成 年 月 日

<利用者> 住所 電話

氏名 印

<署名代行人> 住所 電話

氏名 印

利用者との続柄

<身元引受人> 住所 電話

氏名 印

利用者との続柄

<後見人等> 住所 電話

氏名 印

利用者との続柄

<事業者> 住所 横須賀市野比5-5-6 電話 046-848-1761

事業者名 横須賀老人ホーム

代表者 所長 芦澤敏夫 印